

水泳場の設備基準

2 河川等の水泳場の設備基準

- (1) そ族昆虫等を防ぐ衛生的な構造の便所を設けること。ただし、付近に公衆便所等がある場合は、この限りでない。
- (2) 更衣所を設ける場合は、外部から見通すことができない構造で、利用者が安全かつ衛生的に使用できる設備を有すること。
- (3) 水泳場の区域を識別できるように、うき、標旗等で区画すること。
- (4) 水泳場の区域全体が見渡すことができる位置に救命用具等を備えた監視所を設けること。
- (5) 救急救護のできる救護所を設け、救護に必要な救急薬品、毛布等必要な器材を常置し、いつでも使用できる状態にしておくこと。